

規制影響分析書要旨

規制の名称	重大な労働災害を繰り返す企業に改善を図らせる仕組みの創設	
主管部局・課室	労働基準局安全衛生部計画課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成26年1月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>同種の重大な労働災害が同一企業の別の事業場で繰り返し発生する事案が散見されており、このような事案については、実際に重大な労働災害が発生した事業場に是正を図らせるだけでは、十分に労働災害の防止を図ることが困難です。このため、個別の事案や個別の事業場ごとへの対応だけでなく、同種の重大労働災害が同一企業の別の事業場で繰り返される事態を未然に防止するため、企業単位で改善を図らせるための仕組みを設ける必要があります。</p> <p>そこで、同種の重大労働災害が繰り返し発生した場合、厚生労働大臣が事業者に対し、事業場の安全又は衛生に関する改善計画（特別安全衛生改善計画）の作成と提出を指示することができることとします。事業者とその労働者は、特別安全衛生改善計画を守らなければならないこととします。特別安全衛生改善計画の作成等の指示に従わなかった場合や、事業者が特別安全衛生改善計画を守っていない場合には、厚生労働大臣が事業者に対し、その再発の防止に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができ、その勧告にも従わない場合には、厚生労働大臣はその旨を公表することができます。</p>	
	(根拠条文)	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第78条
想定される代替案	同様の重大労働災害が繰り返し発生した場合、厚生労働大臣が事業者に対し、事業場の安全又は衛生に関する改善計画（特別安全衛生改善計画）の作成を指示することができることとします。事業者は改善計画の作成及び運用に取り組みます。事業者とその労働者は、特別安全衛生改善計画を守らなければならないこととします。ただし、改善計画の内容の適不適や遵守状況の確認、作成していない場合や守っていない場合の厚生労働大臣からの勧告・企業名公表などの実施は行いません。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	厚生労働大臣の指示又は勧告に従って行う計画の作成及び運用や措置等の実施に要した費用は事業者が負担することとなります。	厚生労働大臣の指示に従って行う計画の作成やその運用に要した費用は事業者が負担することとなります。
(行政費用)	事業者に周知するための費用が発生します。また、重大な労働災害を繰り返す企業を把握する必要があります。更に、対象企業において作成した改善計画の内容が適切か、また当該企業において運用が適切になされているかについても、把握する必要があります。	事業者に周知するための費用が発生します。また、重大な労働災害を繰り返す企業を把握する必要があります。改善計画の実効性が担保されず、重大な労働災害を繰り返す企業が減少しない場合、監督指導の費用が継続的に発生します。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。	その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(労働者への便益)	企業単位での重大労働災害防止のための取組を促進し、重大労働災害の防止に資するものです。また、適切に改善計画を作成・運用しない場合、企業名公表により社会的制裁を受けるため、企業側の実効性を高い確率で担保することができ、重大な労働災害の発生を防止することができます。	企業単位での重大労働災害防止のための取組を促進し、重大労働災害の防止に資するものです。ただし、改善計画策定後の指導が徹底されないことから、企業側の自主的な取組を促進するに留まり、改善計画の実効性が担保されない可能性があります。そのため、重大な労働災害の発生を防止する効果が限定的なものとなるおそれがあります。

分析結果	<p>いずれの案も、企業単位での重大な労働災害防止の取組を促進するものです。新設案は、改善計画作成指示に従わなかった場合や、計画の内容・運用に問題がある場合には、厚生労働大臣の勧告、さらには企業名公表を行うこととしており、行政側がフォローアップを行うコストが必要になります。一方、代替案は、行政側のフォローアップのコストは低減されるものの、改善計画の実効性の担保がなされておらず、企業が取り組まない場合は、行政側の監督指導の費用が継続的に必要となります。また、事業者側のコストは両案とも同様に発生します。</p> <p>一方、この規制が目的とする重大な労働災害の減少という便益の面で考えると、代替案では実効性が担保されず、重大な労働災害を減少させるという制度目的を達成することが困難です。</p> <p>そのため、新設案は、代替案と比較し、より規制目的にかなった制度であると考えます。</p>
有識者の見解その他関連事項	<p>労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」(平成25年12月24日)において以下のとおり報告されています。</p> <p>2 企業単位で安全・健康に対する意識変革を促進する仕組み</p> <p>(2) 重大な労働災害を繰り返す企業への対応</p> <p>ア 法令に違反し、一定期間内に同様の重大な労働災害を複数の事業場で繰り返して発生させた企業に対して、当該企業の事業場において再び同様の重大な労働災害が発生しないようにするための体制整備や具体的な対策を講じさせる計画を作成するよう厚生労働大臣が指示することができる仕組みを設けることが適当である。なお、詳細についてはさらに検討が必要である。</p> <p>イ 国が計画を作成させる要件となる重大な労働災害は、死亡災害だけでなく、障害等級が一定以上などが適当である。</p> <p>ウ 法令に違反し、一定期間内に同様の重大な労働災害を複数の事業場で繰り返し発生させた企業が労働災害の再発防止に取り組まず、当該企業の別の事業場で労働災害が再発し、労働者に危害が及ぶような事態が想定されるときは、必要な勧告を行った上で、それに従わない場合は、例えば企業名を公表する等の仕組みを併せて設けることが適当である。</p>
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>改正法案の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされています。</p>
備考	<p>—</p>